

『第3回秋田交通圏タクシー特定地域協議会』の開催について

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号)の規定に基づき、平成29年1月30日付けで認可された特定地域計画(申請日:平成28年10月20日)及び同意事業者が個々に申請・認可された事業者計画についての把握、分析を行うとともに、地域計画の定めた目標の達成状況の評価を行うための『第3回秋田交通圏タクシー特定地域協議会』を下記の通り開催しますので、お知らせします。

なお、本協議会に構成員として参加を希望される方は、<sup>※1</sup>設置要綱第4条第3項の規定により、開催日30日前の2月20日(火)までに、問い合わせ先へ別添《申出書》にてお申し出下さい。(FAX可)

記

1. 日 時 平成30年3月22日(木) 13:30～
2. 場 所 「秋田キャッスルホテル」  
〒010-0001 秋田市中通1-3-5  
電話:018-834-1141
3. 議 題 (1) 事業再構築の進捗状況について  
(2) 特定事業計画の実施状況について  
(3) その他

※1

秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱(抜粋)

第4条第3項

協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。  
ただし、第5条第14項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

《問い合わせ先》

【秋田交通圏タクシー特定地域協議会 事務局】

〒010-0962 秋田市八橋大畑二丁目12番53号  
一般社団法人秋田県ハイヤー協会 内

佐藤 武彦

電 話:018-864-1351

ファックス:018-864-1353

E-mail: info@hirekyokai-akita.or.jp

[別 添]

《送付先》

秋田交通圏タクシー特定地域協議会 事務局 行き  
〈(一社) 秋田県ハイヤー協会 内〉  
FAX : 018-864-1353

## 《 申 出 書 》

・第3回秋田交通圏タクシー特定地域協議会の構成員として参画を申し出ます。

1. 申し出年月日 : 平成30年 月 日

2. 氏 <sup>い</sup>り <sup>が</sup> <sup>な</sup>名 :

.....

3. 申し出者の住所 :

〒

.....

4. 申し出者の所属

該当する所属欄に○を付けてください

- ・タクシー事業者
- ・タクシー事業者団体等
- ・タクシー運転者の所属する労働組合等
- ・その他

( )

5. 所属先の事業所名又は団体名

.....

6. 所属先の役職名

.....

7. 所属先の住所

〒

.....

8. 所属先の電話番号

.....

※申出最終期日は、平成30年2月20日(火)となります。

※個人情報の取り扱いについては、この協議会開催以外の目的には使用しません。